

○令和 8 年度 生活目標

「想いのある行動～人・場所・物へ～」

～気持ちの良い挨拶をしよう 無言清掃を徹底しよう 時間を守ろう～

1 朝の時間について

- (1) 8 時 10 分までに荷物を整理して着席し、8 時 15 分からの学級取り扱いに備える。  
\*始業開始は 8 時 15 分(8 時 15 分までに教室に入っていないと遅刻とする)
- (2) 遅刻して登校した時は、職員室に行き、登校したことを学年の先生に伝える。

2 昼休み・清掃について

- (1) 昼休み終了 5 分前の予鈴までに、教室へ行き着席し、放送の指示で、立腰して黙想する。その後、放送の指示で、各担当の掃除場所へ行き、清掃を行う。
- (2) 清掃は無言で行う。
- (3) 片付け後は集合し、担当の先生と振り返りをして解散する。

3 服装について

- (1) 制 服 R 5 年度以降の新制服を着用する場合

- (冬) 鳥栖市新標準服のⅠ型、Ⅱ型のいずれかを選択する。  
\*ブレザーには襟章をつける。
- (夏) 鳥栖市新標準服の白色または紺色のいずれかを選択する。  
\*上着丈を短くしない。スカートは、ひざが隠れる程度とする。

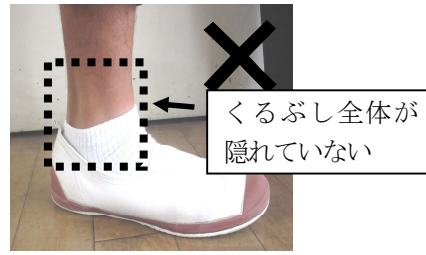
R 4 年度までの制服を着用する場合 (男子)

- (冬) 黒つめえり標準型の制服・ズボン  
(夏) 校章の入った半袖シャツ

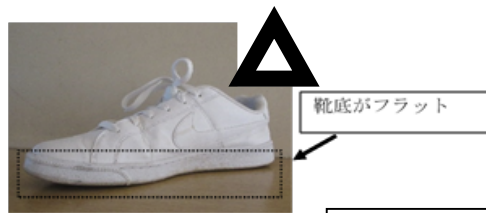
R 4 年度までの制服を着用する場合 (女子)

- (冬) 紺のセーラー服・紺ネクタイ  
(夏) 白のセーラー服・紺ネクタイ  
\*ネクタイは、名札が隠れるほど広げるなど、変わった着用はしない。  
上着丈を短くしない。スカートは、ひざが隠れる程度とする。

- (3) 下着等
- ・制服の下に着るシャツ類は清潔で、派手でないものを着用する。  
色は白・黒・紺・グレーとする。ただし単色であること。フードつきは不可。
  - ・制服の下は襟首からあまり出ないほうが望ましい。
  - ・ベルトは黒の無地で、幅 3 cm 程度。
  - ・くつ下の色は、白・黒・紺・グレーの単色とする。ワンポイント不可。(くるぶし全体が完全に隠れるものとする)
  - ・くつ下は、極端に長いものは不可。レース、メッシュ、ルーズ系のものも不可。



- (3) 防寒具
- ①ブレザーの下に着るインナーの防寒着（ベストなど）
    - ・カッターシャツの襟が見えるタイプのものを着用できる。
    - ・色は、白・黒・紺・グレーの無地単色とする。ブレザーの袖や裾からはみ出さないように着用する。
    - ・ブレザーを着る際に着用できる。長袖シャツにインナーの防寒着のみでは、着用しない。
  - ②ブレザーの上に着る防寒着
    - ・登下校の際に、体育のジャージまたは学校指定のウインドブレーカーを着用できる。ただし、ファスナーは鎖骨の上まで閉める。
    - ・制服を着用することなく、ジャージまたはウインドブレーカーのみでは着用しない。
    - ・原則として登下校時のみ着用するが、その日の天候や体調に合わせて、校舎内で着用してもよいものとする。
  - ③その他の防寒具
    - ・登下校の際に、手袋、ネックウォーマー、マフラーを着用することができる。着脱は、教室で行う。
    - ・タイツは白、黒、紺、グレーの単色のものを着用できる。レギンスタイプも着用できる。体育の時間は、タイツを脱いでくつ下を着用する。
- (4) 通学靴
- ・白色か黒色（混在も可） ひも付き運動シューズ（ジョギングシューズ）で体育の授業にも使えるもの。ハイカット不可。ただし、雨の日は、レインシューズ・長靴の着用を認める。



靴底がフラットだと、滑りやすく怪我しやすいので体育の授業には不向きです。

- (5) カバン類
- ・3Wayバッグ、リュック型バッグは指定のもの。
  - ・サブバッグとしてスポーツバッグを使用する場合は、学校指定のものか、それに準ずる大きさで黒色か紺色のもの。
  - ＊特別な指示がないときは、必ず3Wayバッグかリュック型バッグを持ってくる。
  - ＊かばんに不要なものはつけない。（目印として小さなお守り程度のものを1つならよい）

## 4 頭髪・眉について

- (1) 頭髪
- ・中学生らしい髪型にする。(眉そりはしない)  
\*「中学生らしい髪型」とは、様々な見方・考え方があある高校入試、就職、部活動・社会体育で参加する大会等で、誰からも認められる髪型。
  - ・特異な髪形にしない。
  - ・髪は、肩にかかる場合はゴムで結ぶ。(耳より高い位置で結ばない)  
ただし、必要に応じて、お団子ヘアのように耳より高い位置で結ぶことを許可する場合もある。
  - ・前髪は、目にかからない。ただし、目にかかる場合は、写真1や写真2のようにピンで留める。

(写真1) 横にピンで固定する。



(写真2) 1つに結びピンで上に固定する。



- (2) 髪留め
- ・ゴムの色は黒・紺・茶。ピンはアメリカンヘアピンかパッチンピンとし、色は黒とする。ただし髪がほつれたり、落ちたりするときのみ使用する。
- (3) 髪・眉の加工
- ・染色や整髪料の使用はしない。また、パーマ(ストレートパーマも同様)などの髪への細工や眉そりはしない。ただし、縮毛矯正や眉の手入れなど、特別な事情がある場合については、事前に保護者から相談してもらう。

## 5 学習用具以外の持ち物について

- (1) スポーツドリンク・塩分補給用のタブレット等
- ・夏期の部活動中は、スポーツドリンクを持参してよい。
  - ・夏期の部活動中は、タブレット等で休憩中に塩分補給をしてよい。ただし、タブレット等のやりとりはしないこと。
- (2) ネッククーラー等
- ・クーラーが効いていない場所では、自分の判断で使用してよい。(登下校時を含む)  
ただし、電動で送風機能がついているもの(ハンディファン等)は、禁止する。
- (3) 日焼け止めクリーム
- ・無香料のクリームタイプで、塗り込んだときに無色であること。スプレータイプは認めない。  
授業中に扱わない。自宅または、学校の更衣場所で塗る。
- (4) 制汗剤
- ・シートまたは塗り込むタイプで無香料のものに限る。スプレータイプは認めない。  
各自ごみは持ち帰る。人にあげたり、もらったりしない。
- (5) リップクリーム
- ・無着色、無香料に限り認める。授業中に扱わない。
- (6) 携帯電話(スマートフォン)
- ・携帯電話の持ち込みは厳禁。学校で所持していた場合、学校で預かり保護者へ直接返却する。  
事情がある場合は、保護者があらかじめ担任に連絡をし、登校したら、帰るまで担任に預けること。継続して携帯電話をもってくる場合は、保護者から相談してもらう。

## 6 保健室利用について

- (1) 体調が悪くて保健室を利用する生徒は、利用許可をもらって保健室へ行く。(原則、授業の先生または担任か学年の先生から利用許可証にサインをもらってから保健室へ行くこととする。しかし、やむを得ない場合は総務に伝言を頼み、職員室で利用許可証をもらってもよい)
- (2) 保健室利用は、1時間を限度とし、それ以上の時は下校し、自宅で療養する。
- (3) 養護の先生が不在の時は、原則的には保護者に連絡して、自宅で療養する。

## 7 自転車通学について

以下の(1)～(6)の事項を遵守することができる者で、自転車通学を希望し、正式な申請手続きをした生徒に許可するものとする。

- (1) 自転車通学を行う際は、確実にヘルメットを着用し、本校自転車通学規約を守り、交通ルールを遵守して安全に登下校を行うことを約束するものとする。守れない場合は、自転車通学許可の停止や取り消しを行う。
- (2) 自転車については以下の条件を満たすものとする。
  - ① 車体の色は、指定しない
  - ② 防犯登録をした自転車
  - ③ 両足スタンドであるもの  
(通学用3ウェイバッグはゴムひもで荷台にくるか、リュックタイプにして背負って通学を行うものとする。また、リュック型バッグは背負って通学する。)
- (3) 自転車後部泥除けに、学校で配付した鑑札番号シールを必ずつけることとする。
- (4) 自転車は、自転車置き場の指定された場所に整列して置くこととする。
- (5) 自転車の鍵はきちんと閉めることとし、自分でしっかり管理する。
- (6) 自転車通学許可の停止および取り消し
  - ① 規約および交通ルール違反を行った場合、自転車通学許可を1週間の停止とする。
  - ② 再度規約および交通ルール違反を行った場合、自転車通学許可を取り消すものとする。

## 8 校外生活について

- (1) 他人に迷惑をかけず、正しく判断して行動する。  
特に、法律で禁止されている場所へは立ち入らない。ゲームセンター（ゲームコーナー）・カラオケボックスへの出入りは保護者同伴とする。インターネットカフェへの入場は禁止とする。その他の外出については、保護者の了承を得て、事件事故等のトラブルに巻き込まれないようにすること。
- (2) 夜の外出は、保護者同伴以外は日没までに帰り、夜遊び等をしない。
- (3) 外出するときは家の人に行き先・帰宅時間を知らせ、防犯ブザーを携帯する。また、友人同士の外泊は厳禁とする。
- (4) 登下校の際は交通規則を守り、安全な道を通ること。自転車の二人乗り・無灯火・並進・傘さし運転などの危険な行為はしない。(法律で禁止されている)
- (5) 自転車の施錠は、必ず行うこと。(二重ロックも行う)
- (6) 情報端末（スマートフォン等）やLINEなどSNSの使用については、学校としては使用しないことを勧める。使用する場合は、情報モラル（個人情報の保護、人権侵害への対応、著作権の尊重、ネットワーク上のルールやマナーの遵守、危険回避など）を理解した上で使用する。また、保護者とよく相談し、使用上のルールを決める。

## 9 その他

- (1) 2階ベランダや3年の犬走り（1階ベランダ）は使用しない。中庭には出ない。
- (2) 体育の授業の更衣については、各学年の先生・体育科の先生の指示を受ける。
- (3) 登校後の校外への外出は、原則禁止とする。ただし、保護者送迎や担任の先生の許可があるときのみ許可する。放課後に部活動の道具や提出物を取りに帰る際も同様とする。
- (4) 不要なお金は持ってこない。
- (5) 生徒同士でのお金の貸し借りや物品の売買はしない。
- (6) アルバイトは原則として禁止する。

「生活のきまり」は、毎年、全校生徒で見直し活動を行い、よりよい学校生活を送れるように、改善しています。